



事 務 連 絡

令和3年9月8日

四国地区無電柱化協議会高知地方部会

構成員 各位

(事務局)

四国地方整備局 土佐国道事務所

管理第二課

令和3年度 四国地区無電柱化協議会高知地方部会の書面決議（追加）および
資料の一部差し替えについて

皆様方にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は高知県の無電柱化事業に格別のご高配を頂き、厚く御礼申し上げます。

令和3年9月1日付けで「四国地区無電柱化協議会高知地方部会」の書面による決議について依頼させていただいたところですが、第8期無電柱化推進計画には四万十市内の候補箇所もあることから、四万十市を高知地方部会の構成員に加えた規約改正を行いたく、決議を諮ることいたしますので、ご協力をお願いいたします。つきましては、別紙資料をご確認のうえ、「書面決議書（追加）」に記載いただき、9月22日（水）17:00までにご連絡をお願いします。

また、前回送付した資料に一部修正がありましたのでお詫び申し上げますとともに、大変お手数をお掛けしますが、資料の差し替えをお願いいたします。

記

1. 追加決議内容

- ・四国地区無電柱化協議会高知地方部会規約の改正について

2. 資料の差し替えについて

- ・高知県無電柱化推進計画（案） 【資料②】

3. 問合せ先 国土交通省 四国地方整備局 土佐国道事務所

管理第二課 交通対策係 林、谷田

TEL : 088-885-4828 FAX : 088-885-1497

メール : tanida-y8810@mlit.go.jp

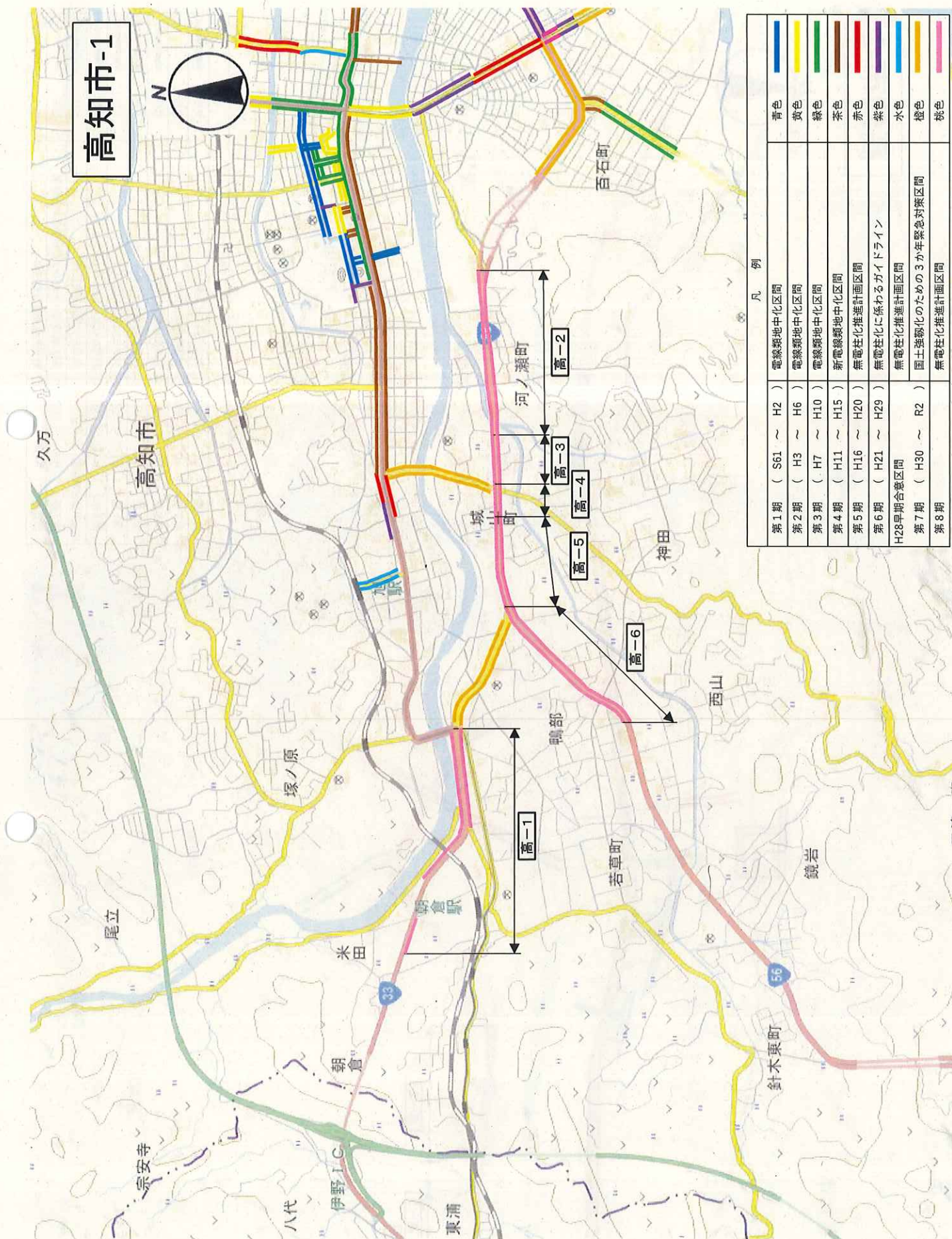
以上

無電柱化推進計画 基本計画箇所表

高知県

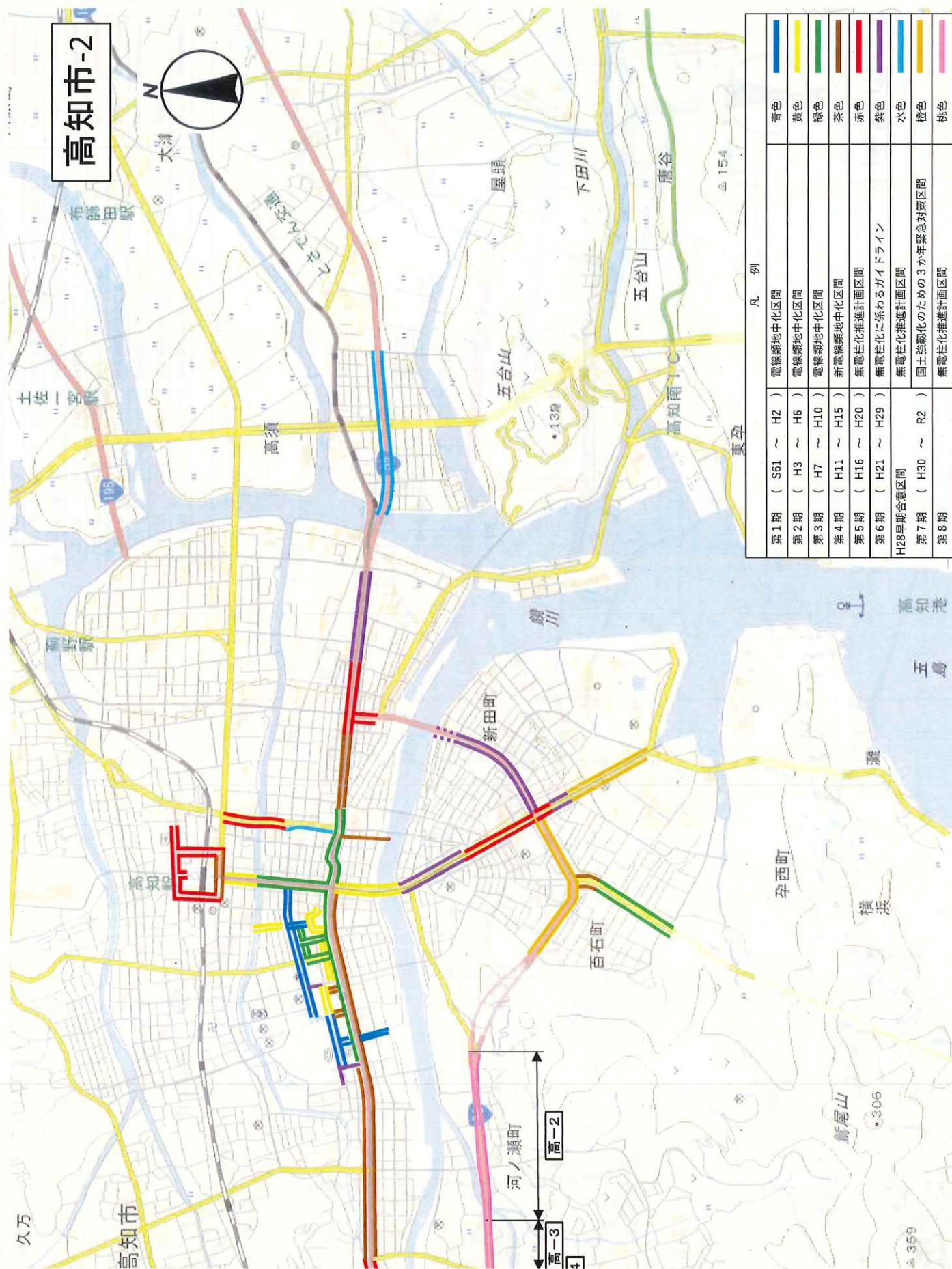
基 本 計 画 箇 所										備考
図 面 番 号	市区町 村 名	事業主体	道路 種別	前計画か らの移行	路線名	箇所名(起終点交差点名等)	無電柱化方式	道 路 延 長 (m)	整 備 延 長 (m)	
高-1	高知市	土佐国道事務所	国道 (直轄)		国道33号	高知市鴨部高町～ 朝倉	電線共同溝	2,440	2,000	
高-2	高知市	土佐国道事務所	国道 (直轄)		国道56号	高知市大原町～ 河ノ瀬町	電線共同溝	1,150	2,300	
高-3	高知市	土佐国道事務所	国道 (直轄)		国道56号	高知市河ノ瀬町～ 東城山町	電線共同溝	350	700	
高-4	高知市	土佐国道事務所	国道 (直轄)		国道56号	高知市東城山町～ 城山町	電線共同溝	130	260	
高-5	高知市	土佐国道事務所	国道 (直轄)		国道56号	高知市城山町～ 鴨部	電線共同溝	470	940	
高-6	高知市	土佐国道事務所	国道 (直轄)		国道56号	高知市鴨部～ 朝倉南町	電線共同溝	1,400	2,800	
高-7	四万十市	高知県	補助国 道		国道439号	四万十市駅前町～ 中村大橋通6丁目	電線共同溝	1,200	2,400	
高-8	安芸市	土佐国道事務所	国道 (直轄)		国道56号	安芸市川北	電線共同溝	600	1,200	○ 川北自歩道整備
						(合計)		7,740	12,600	

高知市-1

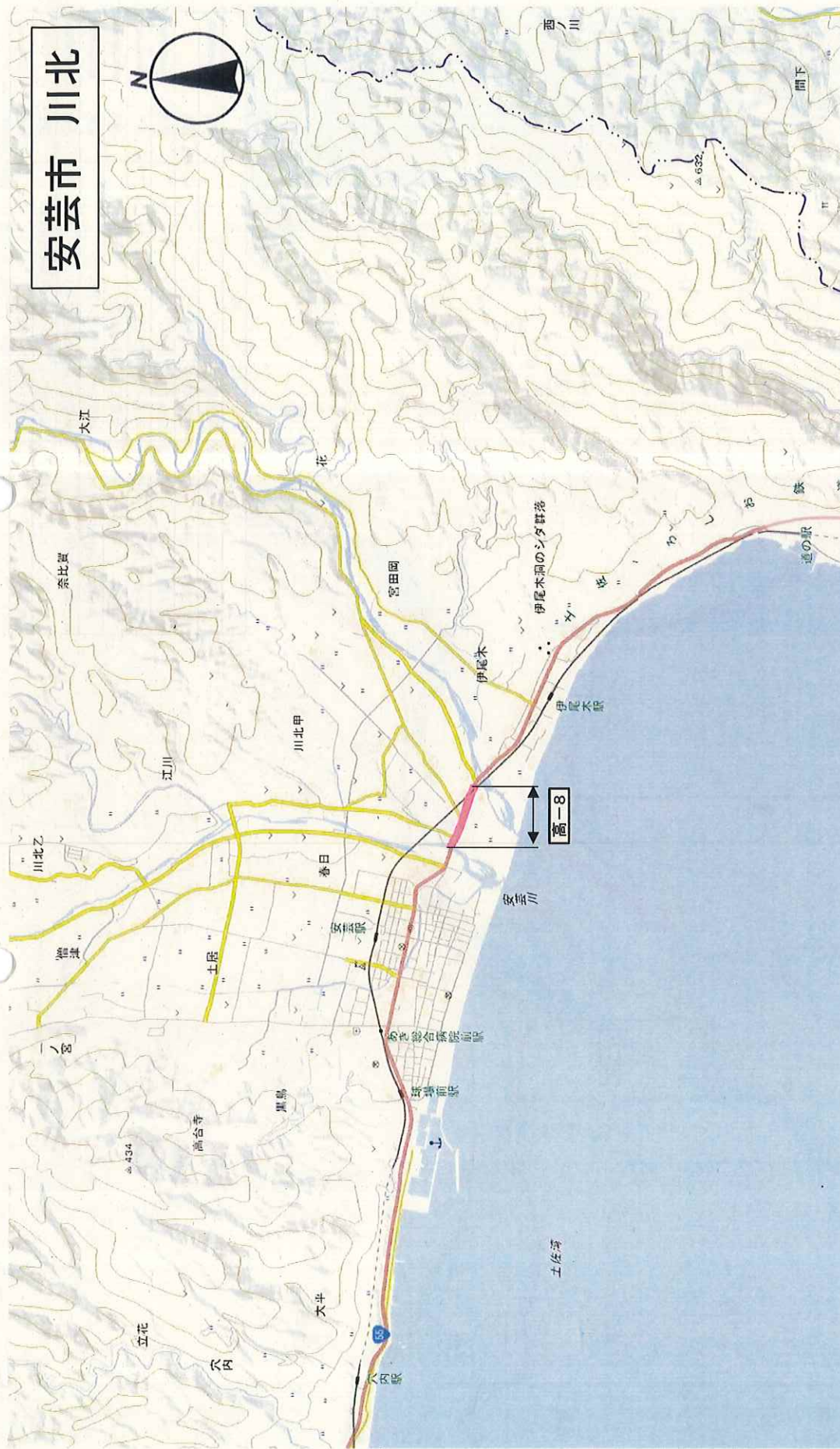


凡 例	
青色	電線類地中化区間
黄色	電線類地中化区間
緑色	電線類地中化区間
茶色	電線類地中化区間
赤色	新電線類地中化区間
紫色	無電柱化推進計画区間
水色	無電柱化推進計画区間
橙色	無電柱化推進計画区間
桃色	無電柱化推進計画区間
第1期 (S61 ~ H2)	電線類地中化区間
第2期 (H3 ~ H6)	電線類地中化区間
第3期 (H7 ~ H10)	電線類地中化区間
第4期 (H11 ~ H15)	新電線類地中化区間
第5期 (H16 ~ H20)	無電柱化推進計画区間
第6期 (H21 ~ H29)	無電柱化に依るガイドライン
H28早期合意区間	無電柱化推進計画区間
第7期 (H30 ~ R2)	国土強靱化のための3か年緊急対策区間
第8期	無電柱化推進計画区間

高知市-2



安芸市 川北

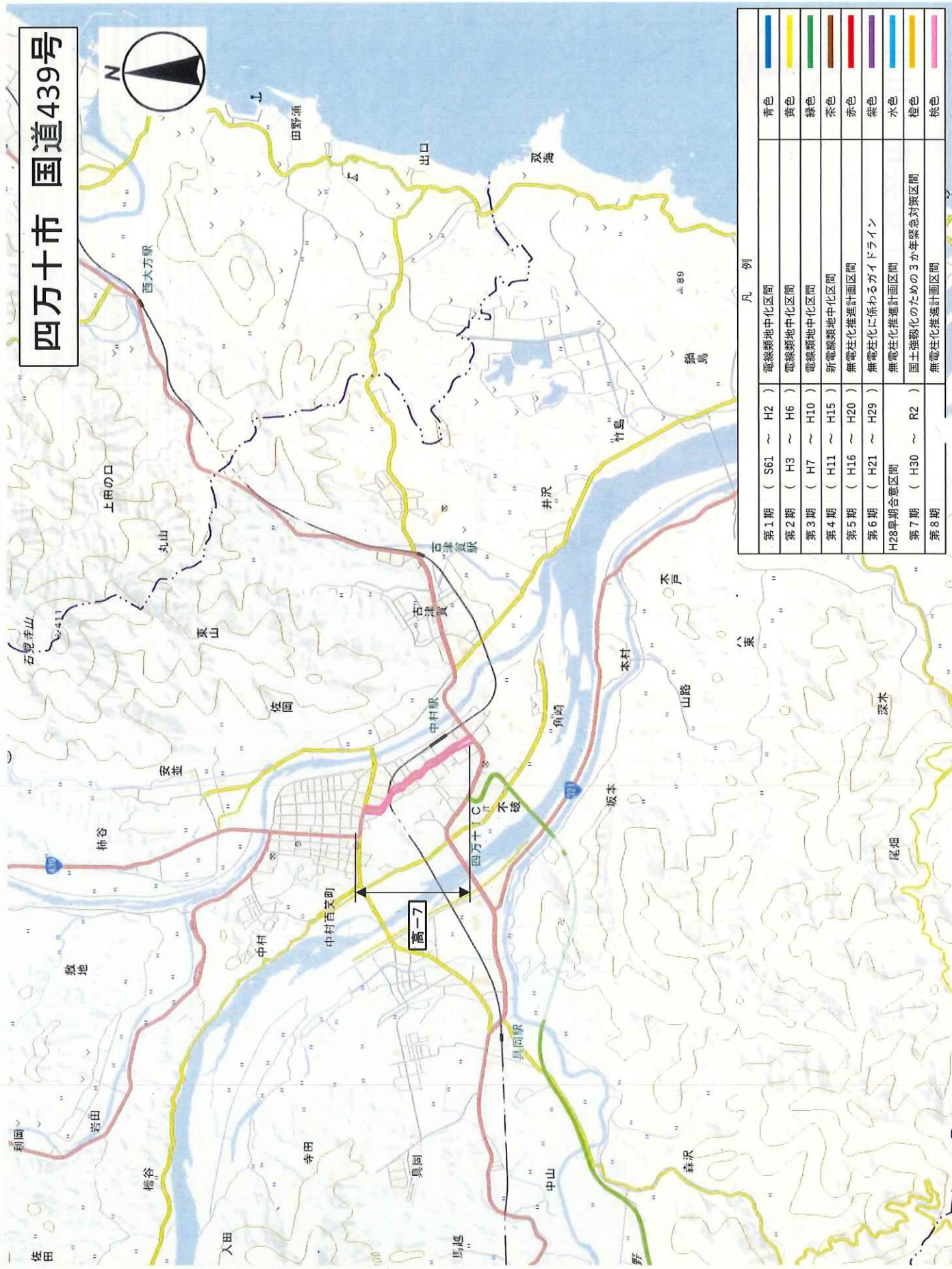


凡 例

西ノ浜

第1期 (S61 ~ H2)	電線類地中化区間	青色
第2期 (H3 ~ H6)	電線類地中化区間	黄色
第3期 (H7 ~ H10)	電線類地中化区間	緑色
第4期 (H11 ~ H15)	新電線類地中化区間	茶色
第5期 (H16 ~ H20)	無電柱化推進計画区間	赤色
第6期 (H21 ~ H29)	無電柱化に係わるガイドライン	紫色
H28早期合意区間	無電柱化推進計画区間	水色
第7期 (H30 ~ R2)	国土強靱化のための3か年緊急対策区間	橙色
第8期	無電柱化推進計画区間	桃色

四万十市 国道439号



凡 例

第1期 (S61 ~ H2)	電線類地中化区間	青色
第2期 (H3 ~ H6)	電線類地中化区間	黄色
第3期 (H7 ~ H10)	電線類地中化区間	緑色
第4期 (H11 ~ H15)	新電線類地中化区間	茶色
第5期 (H16 ~ H20)	無電柱化推進計画区間	赤色
第6期 (H21 ~ H29)	無電柱化に添わるガイドライン	紫色
H28早期合意区間	無電柱化推進計画区間	水色
第7期 (H30 ~ R2)	国土強靱化のための3か年緊急対策区間	緑色
第8期	無電柱化推進計画区間	桃色

高知県無電柱化推進計画（案）

令和3年6月

高知県

はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけではなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すなど、種々の危険がある。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成 28 年に成立、施行された。

無電柱化法第 8 条においては、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である都道府県無電柱推進計画の策定を都道府県の努力義務として規定している。

本計画は、無電柱化法に基づく高知県無電柱化推進計画として、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 高知県における無電柱化の現状

本県では、関係者の協力の下、電線共同溝方式や要請者負担方式により令和2年現在、県管理道路において約3.3kmの無電柱化が完了している。

2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

これまでの無電柱化は、歩道幅員が広く、沿道の需要密度の高い幹線道路を中心に進めてきているが、今後は、防災、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化の必要な道路において強力に推進していく必要がある。「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念の下、県民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により本県の魅力あふれる美しいまちなみを形成し、安全・安心な暮らしを確保するよう推進することとする。

3) 無電柱化の対象道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。そのため、以下の道路について優先的に無電柱化を推進する道路として、取り組みを進める。

① 防災

人口集中地区(DID)内の、一般国道56号や県道桂浜はりまや線等の第1次緊急輸送道路において、道路管理者である国や市の協力を得つつ、無電柱化を推進する。また、人口集中地区(DID)内にある防災拠点とのアクセス道路及び緊急輸送道路についても、無電柱化を推進する。



図1-1 県道 桂浜はりまや線



図1-2 県道 梅ノ辻朝倉線

② 安全・円滑な交通確保

バリアフリー基本構想に位置付けられた重点整備地区や、国土交通大臣が指定した特定道路において、バリアフリー化等に合わせて無電柱化を推進する。また、事故、ヒヤリハットの多い通学路において、地域住民等関係者の合意が得られた区間から、無電柱化を推進する。



図 1-3 県道 後免中島高知線

③ 景観形成・観光振興

重要伝統建造物群保存地区、景観法、地域における歴史的風致の維持 及び向上に関する法律、景観条例等に位置づけられた地域、エコパーク・ジオパークその他著名な観光地における良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進する。

④ 道路事業等に合わせた無電柱化

上記の他、道路事業や面整備事業の道路事業（道路の維持に関するものを除く。）や市街地開発事業その他これらに類する事業（以下、「道路事業等」という。）が実施される際は、当該道路事業等の実施状況をふまえて、無電柱化を推進する。

また、大規模な開発事業が実施される際には、開発者の理解と協力を得て、開発区域内の無電柱化を要請する。

2. 無電柱化推進計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

3. 無電柱化の推進に関する目標

令和7年度までに、別紙記載の箇所について、無電柱化事業の着手を目標とする。

4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1) 無電柱化事業の実施

以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

① 電線共同溝方式

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝等の整備を進める。電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式を積極的に採用する。

② 単独地中化方式

無電柱化の必要性の高い道路のうち、電線共同溝の整備を行わない道路については、電線管理者に単独地中化方式による無電柱化を要請する。単独地中化の実施に際しては、地域住民等の合意形成等無電柱化の円滑な実現のため、積極的に協力する。

③ 軒下配線方式・裏配線方式

沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストに無電柱化を実施可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。

④ 道路事業等に合わせた無電柱化

無電柱化法第12条に基づき、道路事業等が実施される際に、電線管理者に無電柱化を実施するよう要請する。また、県は無電柱化を実施しやすいよう施工時期等の調整が適切に実施されるよう協力する。

上記の事業手法の他、必要な場合は自治体管路方式による整備を行うとと

もに、要請者が負担する要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、円滑に進むよう支援する。

また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

さらに、民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、財政負担の平準化にも資する PFI 手法の採用の検討を進める。

2) 占用制度の運用

国が、防災の観点から緊急輸送道路において実施しており、本県では、新設電柱の占用を制限する措置について、令和2年4月より一部の緊急輸送道路において実施している。また、国において検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施について、国の動向を踏まえ検討する。

3) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び学識経験者等からなる四国地区無電柱化協議会高知地方部会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置する。

② 工事・設備の連携

県及び市町村の管理する道路において、地下埋設を伴う無電柱化事業が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、工程等の調整を積極的に行う。

③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所と

して、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

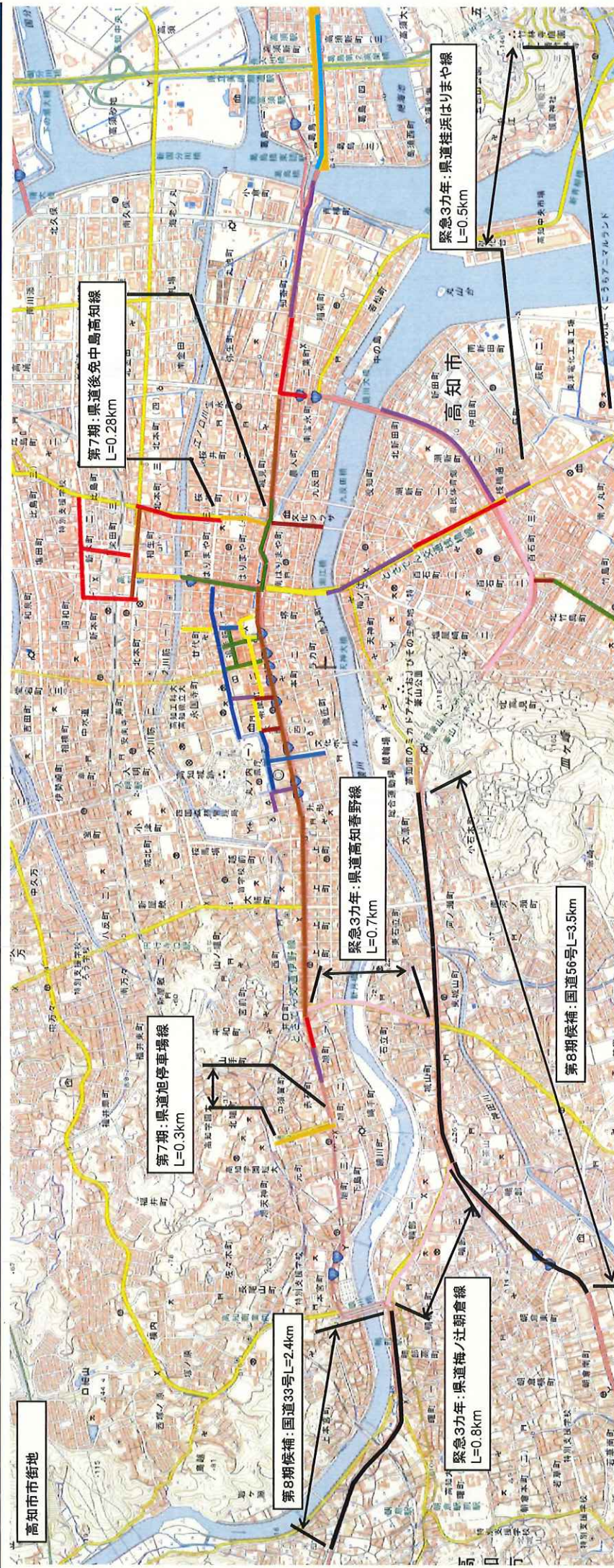
1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深め、協力が得られるよう、無電柱化に関する広報・啓発活動を行う。

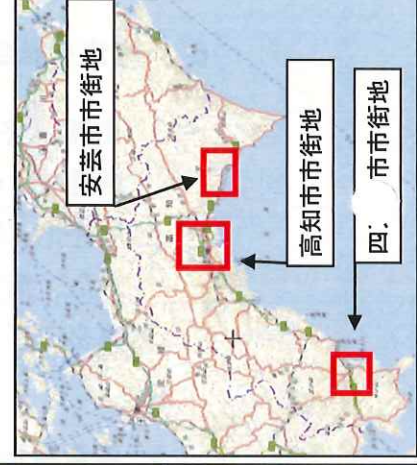
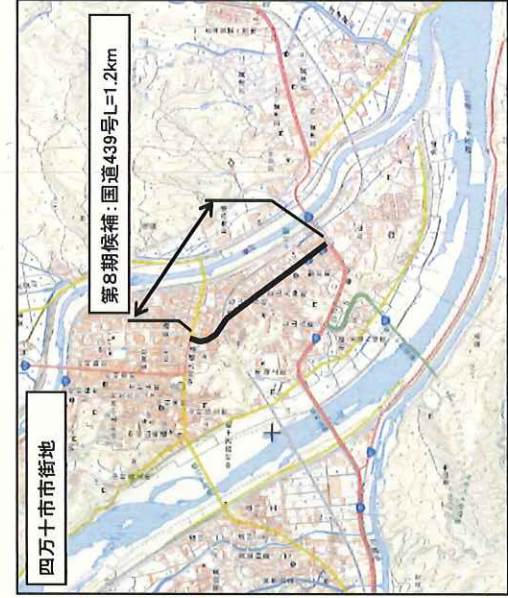
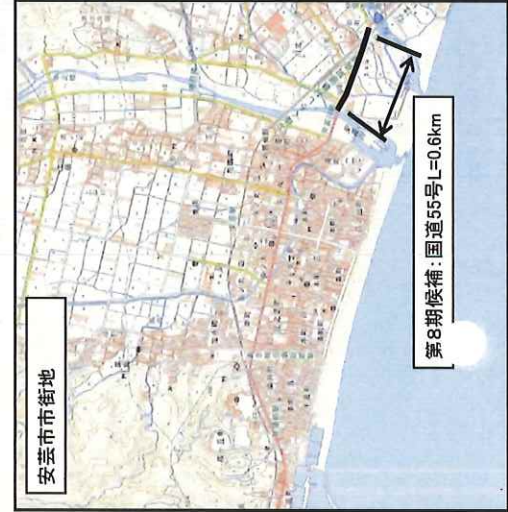
また、無電柱化の実施状況、効果等について、広報等を活用して周知し、理解を広げる。

2) 無電柱化情報の共有

国と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、本県の取組について国や他の地方公共団体との共有を図る。



出典: 電子地形図25,000(国土地理院)を加工して作成



四国地区無電柱化協議会 高知地方部会

規 約

(名 称)

第1条

本会は、四国地区無電柱化協議会規約第9条に基づいて設置する。

2. 本部会は「四国地区無電柱化協議会高知地方部会」（以下「地方部会」という。）と称する。

(目 的)

第2条

地方部会は、県毎の無電柱化推進計画に係る検討および事業実施に伴う調整を行い、無電柱化推進計画を円滑に進めることを目的とする。

(構成員)

第3条

地方部会の構成員は、別表1のとおりとする。

(会 長)

第4条

地方部会の会長は、国土交通省土佐国道事務所の所長をもってあてる。

(事務局)

第5条

地方部会の事務局は、国土交通省土佐国道事務所管理第二課に置く。

(関係者の地方部会出席)

第6条

地方部会は、必要があると認められるときは構成員以外の出席を求めることができる。

(連絡会)

第7条

地方部会の下に、具体の無電柱化箇所の事業実施に伴う調整を行う連絡会を置く。

2. 連絡会の構成員は、別表2のとおりとする。

(その他)

第8条

この規約に定めるもののほか、地方部会に必要な事項は、その都度協議して定める。

附 則

この規約は、平成4年3月23日から適用する。

この規約は、平成8年3月6日から適用する。 (平成8年3月6日一部改正)

この規約は、平成11年12月15日から適用する。 (平成11年12月15日一部改正)

この規約は、平成16年9月21日から適用する。 (平成16年9月21日一部改正)

この規約は、平成18年9月20日から適用する。 (平成18年9月20日名簿修正)

この規約は、平成19年10月25日から適用する。 (平成19年10月25日名簿修正)

この規約は、平成23年5月12日から適用する。 (平成23年5月12日名簿修正)

この規約は、平成25年12月20日から適用する。 (平成25年12月20日名簿修正)

この規約は、平成27年1月26日から適用する。 (平成27年1月26日名簿修正)

この規約は、平成30年7月17日から適用する。 (平成30年7月17日名簿修正)

この規約は、令和3年9月24日から適用する。 (令和3年9月24日名簿修正)

(別表1)

四国地区無電柱化協議会 高知地方部会 構成員名簿

機 関 名	所 属	役 職	備 考
高 知 大 学	理 工 学 部 地球環境防災学科	講 師 坂 本 淳	
国 土 交 通 省	土 佐 国 道 事 務 所	事 務 所 長	
	中村河川国道事務所	事 務 所 長	
高 知 県	警 察 本 部 交 通 部	交通規制課長	
	土 木 部	道路課長 都市計画課長	
高 知 市	都 市 建 設 部	都 市 建 設 部 長	
安 芸 市		副市長	
宿 毛 市		副市長	
越 知 町		副町長	
四 万 十 市		副市長	
四 国 電 力 (株)	送 配 電 カ ン パ ニ ー 高 知 支 社	ネットワークサービス部長	
エヌ・ティ・ティ・インフラネット(株)	高 知 支 店	高知支店長	
高知ケーブルテレビ(株)	技 術 部	副 部 長	
(株) S T N e t	高 知 支 店	技 術 部 長	
K D D I (株)	高松テクニカルセンター	高松テクニカルセンター長	

(別表2)

四国地区無電柱化協議会 高知地方部会 連絡会 構成員名簿

機 関 名	所 属	役 職	備 考
国 土 交 通 省	土 佐 国 道 事 務 所	管理第二課長	事務局
	中村河川国道事務所	道路管理課長	
高 知 県	警 察 本 部 交 通 部	交通規制課課長補佐	
	土 木 部	道路課 地方道担当チーフ 都市計画課 市街地整備担当チーフ	
高 知 市	都 市 建 設 部	道路整備課長	
安 芸 市		建設課長	
宿 毛 市		都市建設課長	
越 知 町		建設課長	
四 万 十 市		まちづくり課長	
四 国 電 力 (株)	送配電カンパニー高知支社 ネットワークサービス部	配電計画課長	
エヌ・ティ・ティ・インフラネット(株)	高 知 支 店	高知支店長代理	
高知ケーブルテレビ(株)	技 術 部	部長代理	
(株) S T N e t	高 知 支 店	技術部長	
K D D I (株)	高松テクニカルセンター	高松テクニカルセンター長	

書面決議書

所属 四万十市

役職 第二副市長

氏名 森山 崇

令和３年度 四国地区無電柱化協議会高知地方部会に係る下記について、次のとおり決議します。

１． 高知県の第８期無電柱化推進計画における箇所について ☒賛成 ・ ☐反対

ご意見がありましたらご記入ください。

・無し

２． 「高知県無電柱化推進計画」についてご意見がありましたらご記入ください。

・無し（改行修正箇所あり）

※書面決議書の提出は、メールもしくはFAXにて土佐国道事務所管理第二課までお願いいたします。

※９月１４日（火）１７：００までにご回答をお願いいたします。